



平成 29 年 4 月 17 日

各 位

会 社 名 OMソーラー株式会社  
代表者名 代表取締役 飯田 祥久  
(コード番号・2401)

問合せ先  
役職・氏名 事業管理部長 塚本 勝己  
電 話 053-488-1553

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 14 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 目的の追加

建築士事務所の登録維持管理及び、関連業務事業の展開に備え、追加変更するものであります。また、本変更に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。

##### (2) 株券発行に係る規定の廃止等

現行のグリーンシート銘柄制度が平成 30 年 3 月 31 日に廃止が予定されていることから、今後の動向について検討を重ねた結果、事業戦略、コスト面等を総合的に勘案し、グリーンシート銘柄としての指定を自主的に取り消すことを選択いたしました。そのため、グリーンシート銘柄としての取引に必要とされていた株券の発行が不要となることから、平成 29 年 7 月 31 日をもって、下記の通り株券を発行する旨の規定を廃止して不発行とするとともに、これに関連する規定を改廃するものであります。

##### (3) 株式の譲渡制限等に係る規定の追加

前述の通り、当社では、グリーンシート銘柄としての指定を自主的に取り消すことを選択いたしました。そこで、株式の散逸を防ぎ、会社経営の安定化を図るため、当社株式の譲渡について当社取締役会の承認を必要とする旨の規定を新設するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。なお、変更部分は下線で示しております。

### (1) 目的の追加

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 (条文省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
1. ~7. (条文省略)	1. ~7. (現行どおり)
(新 設)	<u>8.</u> <u>建築物の設計・工事監理</u>
<u>8. ~15.</u> (条文省略)	<u>9. ~16.</u> (現行どおり)

### (2) 株券発行に係る規定の廃止等

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) <u>第 7 条 当会社の株式については、株券を発行する。</u>	<u>(削 除)</u>
(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する ③ 当会社の株主名簿、 <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u> の作成並びに備置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する ③ 当会社の株主名簿 <u>及び新株予約権原簿</u> の作成並びに備置きその他の株主名簿 <u>及び新株予約権原簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第 7 章 情報開示 <u>第 3 8 条 当社は、日本証券業協会が定める店頭取扱有価証券・グリーンシート銘柄として要求される会社内容説明書その他の開示すべき書類を同協会が定める提出期限までに作成する。</u>	<u>(削 除)</u>
(新 設)	附 則 <u>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u>

	<p><u>第2条 前条及び本条の規定は、平成29年7月31日まで有効とし、同日をもって前条及び本条の規定を削除するものとする。</u></p> <p><u>第3条 第7条及び第38条の削除並びに第9条の変更は、平成29年8月1日よりその効力を生じる。</u></p>
--	--

(3) 株式の譲渡制限等に係る規定の追加

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(株式の譲渡制限)
	<u>第7条 当社の発行する株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u>
附 則	附 則
第1条 (変更なし)	第1条 (変更なし)
第2条 (変更なし)	第2条 (変更なし)
第3条 (変更なし)	第3条 (変更なし)
<u>第4条 (新 設)</u>	<u>第4条 第7条の新設は、平成29年8月1日よりその効力を生じる。</u>

3. 今後の予定

当社の平成29年6月14日開催予定の定時株主総会で株券を発行する旨の定款の規定を廃止する議案が承認されることを条件として、同日付で取扱証券会社である日本クラウド証券株式会社により、グリーンシート銘柄としての指定取消しの届出が日本証券業協会に対して提出される見込みです。

株主総会からグリーンシート銘柄指定取消し、株券不発行及び株式の譲渡制限に係る日程は次の通りとなる予定です。

- 定款変更のための定時株主総会開催日 平成29年6月14日(水曜日)
- 取扱証券会社による当社株券のグリーンシート銘柄としての指定取消届出日  
平成29年6月14日(水曜日)(予定)
- グリーンシート銘柄としての取引最終日 平成29年7月14日(金曜日)(予定)
- グリーンシート銘柄としての指定取消日 平成29年7月15日(土曜日)(予定)
- 株券不発行に係る定款変更の効力発生日 平成29年8月1日(火曜日)(予定)
- 株式譲渡制限に係る定款変更の効力発生日 平成29年8月1日(火曜日)(予定)

以上